

寄 附 行 為

学 校 法 人 立 命 館

令和4年4月1日施行

学校法人立命館寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、中川小十郎の創立した財団法人立命館の組織を変更したものであって、学校法人立命館と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を京都市中京区西ノ京東梅尾町8番地に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、私立学校を設置することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため次に掲げる学校を設置する。

(1) 立命館大学

大学院

- 法学研究科
- 経済学研究科
- 経営学研究科
- 社会学研究科
- 文学研究科
- 理工学研究科
- 国際関係研究科
- 政策科学研究科
- 先端総合学術研究科
- 言語教育情報研究科
- 法務研究科（法科大学院）
- テクノロジー・マネジメント研究科
- 経営管理研究科
- スポーツ健康科学研究科
- 映像研究科
- 情報理工学研究科
- 生命科学研究科
- 薬学研究科
- 教職研究科（教職大学院）
- 人間科学研究科
- 食マネジメント研究科

法学部

- 法学科

経済学部

- 経済学科
- 国際経済学科

経営学部

- 経営学科
- 国際経営学科

産業社会学部

- 現代社会学科

文学部

人文学科
理工学部
電気電子工学科
機械工学科
都市システム工学科
環境システム工学科
ロボティクス学科
数理科学科
物理科学科
電子情報工学科
建築都市デザイン学科
環境都市工学科
国際関係学部
国際関係学科
アメリカン大学・立命館大学国際連携学科
政策科学部
政策科学科
情報理工学部
情報システム学科
情報コミュニケーション学科
メディア情報学科
知能情報学科
情報理工学科
映像学部
映像学科
薬学部
薬学科
創薬科学科
生命科学部
応用化学科
生物工学科
生命情報学科
生命医科学科
スポーツ健康科学部
スポーツ健康科学科
総合心理学部
総合心理学科
食マネジメント学部
食マネジメント学科
グローバル教養学部
グローバル教養学科
(2) 立命館アジア太平洋大学
大学院
アジア太平洋研究科
経営管理研究科
アジア太平洋学部
アジア太平洋学科
国際経営学部

国際経営学科

- (3) 立命館高等学校 全日制課程普通科
- (4) 立命館中学校
- (5) 立命館宇治高等学校 全日制課程普通科
- (6) 立命館宇治中学校
- (7) 立命館慶祥高等学校 全日制課程普通科
- (8) 立命館慶祥中学校
- (9) 立命館守山高等学校 全日制課程普通科
- (10) 立命館守山中学校
- (11) 立命館小学校

第3章 役員および理事会

(役員)

第5条 この法人に、理事43人、監事3人を置く。

- 2 理事総数の過半数の議決により、理事のうち1人を理事長とする。理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 3 理事総数の過半数の議決により、理事のうち副理事長1人、専務理事1人、常務理事若干人および相談役1人を置くことができる。副理事長、専務理事、常務理事および相談役の職を解任するときも、同様とする。

(総長)

第6条 この法人の設置する学校その他一般教学に関する事項を総括するため総長を置く。

- 2 総長は、別に定める規定により推挙される者を理事会で選任する。
- 3 総長および理事長を補佐するため、副総長を4人置く。
- 4 副総長は、総長が理事長と協議したうえで推薦し理事会で選任する。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 評議員（職員たる評議員を除く）のうちから評議員会において選任した者 5人
- (2) 次の区分より理事会において選任した者
 - イ 校友会員のうちから 2人
 - ロ 立命館清和会、立命館宇治中学校・高等学校同窓会鳳凰会、立命館慶祥会および立命館守山早苗会の会員のうちから 1人
 - ハ 理事長および総長が推薦するもののうちから 10人
- (3) 次に掲げる役職の者
 - イ 総長
 - ロ 副総長
 - ハ 立命館アジア太平洋大学副学長のうち総長が理事長と協議したうえで推薦し理事会で選任する2人
 - ニ 立命館大学の学部長
 - ホ 立命館アジア太平洋大学の学部長

- 2 前項第1号および第3号に規定する理事は、当該の職を退いたときは理事の職を失う。

(監事の選任)

第8条 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任にあたっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとし、監事は、この法人の理事、評議員または職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）と兼ねてはならない。また監事は、役員の配偶者または三親等以内の親族であってはならない。

(任期)

第9条 役員（第7条第1項第3号の規定により理事となる者を除く。この条中以下同じ。）の任期は3年とする。ただし、補欠または増員により選任された役員の任期は現任者の

残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、その任期満了の後でも、後任役員が選任されるまでは、なおその職務を行う。
- 4 第7条第1項第3号の規定により理事となる者の任期は、別に定める。

(役員の補充)

第10条 理事定数の5分の1または監事定数の3分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任および退任)

第11条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上が出席した理事会において、理事総数の4分の3以上による議決により、これを解任することができる。監事が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会の同意を得て、理事長がこれを解任することができる。

- (1) 法令の規定またはこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 前項の規定において、第7条第1項第3号の理事を解任したときは、同時に当該の職も解任とする。

3 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号または第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(副理事長、専務理事、常務理事および相談役の職務)

第13条 副理事長、専務理事、常務理事および相談役は、この法人の業務を次の通り分掌する。

- (1) 副理事長は、理事長を補佐する。
- (2) 専務理事は、理事長および副理事長を補佐し、主として総務、財務および企画に関する日常業務を総括執行する。
- (3) 常務理事は、日常業務を分担執行する。
- (4) 相談役は、この法人の運営に関する助言および情報提供を担当する。

(理事代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長の職務の代理または代行)

第15条 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたとき（任期満了時を除く。）は、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、またはその職務を行う。

(監事の職務)

第16条 監事の職務は、次の通りとする。

- (1) この法人の業務を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
- (4) この法人の業務もしくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会および評議員会に提出すること
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務もしくは財産または

理事の業務執行に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、または理事会および評議員会に報告すること

- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会および評議員会の招集を請求すること
- (7) この法人の業務もしくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見をのべること
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会または評議員会の日とする理事会または評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会または評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは寄附行為に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の2分の1以上の理事から、会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から14日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項または前項の規定にもとづき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席した理事の互選によって定める。
- 10 理事会の日常業務を執行するため常任理事会を置く。
- 11 常任理事会は別に定める規定により、その業務を行う。

(理事会の議事)

第18条 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、第5項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

- 2 前項の場合において、理事会に付議される事項につき、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 3 理事会の議事は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の定めるところによる。
- 4 前項の場合において、議長は理事として議決に加わることができない。
- 5 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その審議および議決に加わることができない。
- 6 議長は、理事会の開催の場所および日時ならびに議決事項およびその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 7 議事録には、議長および議長が指名した出席理事2人が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 8 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載し

なければならない。

(顧問)

第19条 この法人の業務に関する重要な意見を聞くために、顧問を置くことができる。

2 顧問は、この法人の功労者または学識徳望のある者のうちから、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

第4章 評議員会および評議員

(評議員会)

第20条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、102人の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

7 評議員会に、議長1人および副議長1人を置き、評議員のうちから評議員会において選任する。

8 議長に事故があるときは、副議長が議長の職務を行う。

(評議員会の議事)

第21条 評議員会の議事は、評議員総数の過半数が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、第5項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

2 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

3 評議員会の議事は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の定めるところによる。

4 前項の場合において、議長は評議員として議決に加わることができない。

5 評議員会の議事について、特別の利害関係を有する評議員は、その審議および議決に加わることができない。

6 議長は、評議員会の開催の場所および日時ならびに議決事項およびその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

7 議事録には、議長および議長が指名した出席評議員2人が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(評議員の選任)

第22条 評議員は次の各号に掲げる区分により、理事会で選任する。

(1) この法人の職員の互選による者のうちから 31人

(2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから 28人

(3) 本学園の功労者および縁故者ならびに学識経験者であって、理事長が推薦した者のうちから 5人

2 前項のほか、この法人の理事は、評議員となる。ただし、第7条第1項第1号に規定する理事を除く。

3 第1項第1号に規定する評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失う。

(任期)

第23条 評議員(前条第2項の規定により評議員となるものを除く。)の任期は3年とする。ただし、補欠または増員により選任された評議員の任期は現任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の補充)

第24条 評議員定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(評議員の解任および退任)

第25条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において、理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(諮問事項その他)

第26条 次に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算、借入金(当該会計年度の収入をもって償還する一時借入金を除く。)
- (2) 事業計画
- (3) 事業に関する中期的な計画
- (4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当をいう。以下同じ。)の支給基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄に関する事項
- (6) 重要な資産処分
- (7) 寄附行為の変更
- (8) 合併
- (9) 私立学校法第50条第1項第1号および第3号に掲げる事由による解散
- (10) 残余財産の処分
- (11) 理事長において、必要ありと認めた事項

2 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。

第5章 資産および会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録に記載の基本財産および運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設および設備またはこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産および将来運用財産に編入された財産とする。

(経費)

第28条 この法人の経費は、次の収入でこれを支弁する。

- (1) 補助金
- (2) 信託受益金
- (3) 資産より生ずる収入
- (4) 授業料その他の諸収入金
- (5) 寄附金
- (6) その他の収入

(会計)

第29条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとする。

(予算、事業計画および事業に関する中期的な計画)

第30条 この法人の予算および事業計画は理事長が編成し、年度開始前に、追加更正予算および事業計画の変更はその都度、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、4年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算および実績の報告)

第31条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の監査を経なければならない。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算および事業の実績を理事会の承認を受け評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付けおよび閲覧)

第32条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および役員等名簿（理事、監事および評議員の氏名および住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、第16条第1項第4号の監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準および寄附行為を、事務所およびこの法人の設置する学校に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

第6章 解散および合併

(解散および合併)

第33条 この法人は、解散に関する法定の事由の生じたとき解散する。ただし、破産または文部科学大臣の解散命令による解散を除き、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を要する。

2 前項ただし書の規定は、合併の場合にこれを準用する。

(残余財産の帰属者)

第34条 この法人が解散（合併および破産による解散を除く。）した場合における残余財産の帰属すべきものは、他の学校法人その他教育事業を行う者のうちから、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を経て選定する。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第35条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を経て、文部科学大臣の認可を得なければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 その他

(情報の公表)

第36条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為もしくは寄附行為変更の認可を受けたとき、または寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準
（公告の方法）

第37条 この法人の公告は、事務所前に掲示して行う。

（責任の免除）

第38条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

（責任限定契約）

第39条 理事（理事長、副理事長、専務理事、常務理事、業務を執行したその他の理事またはこの法人の職員でないものに限る。）または監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、この法人から受け取る役員報酬（役員本俸、役員手当および役員期末手当）の2年以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

（施行細則）

第40条 この寄附行為施行についての細則は、理事会において定める。

附 則（昭和26年2月15日組織変更認可、同年3月10日登記）

この寄附行為は、この法人の組織変更の登記をした日から施行する。

附 則（昭和27年3月28日神山高・中校廃止に伴う一部変更認可、同年4月8日登記）

この寄附行為は、昭和27年4月1日から施行する。

附 則（昭和27年9月29日学部長理事の選任並びに監事補充選任の方法を改める一部変更認可）

この寄附行為は、昭和27年9月29日から施行する。

附 則（昭和29年12月22日短大並びに専門学校廃止に伴う一部変更認可、昭和30年1月8日登記）

この寄附行為は、昭和29年4月1日から適用する。

附 則（昭和35年6月21日旧大学令による立命館大学廃止並びに法人設立当初の役員に関する規定削除のための改正認可、昭和35年8月17日登記）

この寄附行為は、昭和35年4月1日から適用する。

附 則（昭和37年1月20日設置する学校に種類追加のための変更認可、同年2月19日登記）

この寄附行為は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則（昭和37年8月10日役員並びに評議員定数、理事の選任等を改める一部変更認可）

この寄附行為は、昭和37年8月10日から施行する。

附 則（昭和39年1月25日学校の種類中、経営学部第2部追加認可、同年2月7日登記）

この寄附行為は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年3月25日専務理事制を廃止し、常務理事制に改める一部変更認可）

可)

この寄附行為は、昭和 39 年 4 月 18 日から施行する。

附 則（昭和 40 年 1 月 25 日学校の種類中、産業社会学部追加並びに理事、評議員の定数改正、一部変更認可、昭和 40 年 2 月 11 日登記）

この寄附行為は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 43 年 6 月 4 日学校の種類中、高等学校定時制廃止並びに高中校長の兼任中の理事選任の項改正、一部変更認可、昭和 43 年 7 月 1 日登記）

この寄附行為は、昭和 43 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 51 年 3 月 26 日第 4 条（設置する学校）中、学科の名称追加に伴う一部変更認可、同年 5 月 6 日登記）

この寄附行為は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 9 月 29 日第 4 条（設置する学校）中、大学院研究科の名称追加のための変更）

この寄附行為は、昭和 51 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 54 年 6 月 8 日第 2 条事務所の所在地変更に伴う一部変更認可、同年 9 月 10 日登記）

この寄附行為は、昭和 54 年 9 月 10 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 5 月 25 日第 11 条理事代表権の制限及び第 13 条理事長の職務の代理又は代行の改正に伴う一部変更認可）

この寄附行為は、昭和 59 年 10 月 17 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 12 月 23 日第 4 条（設置する学校）中、理工学部情報工学科追加に伴う一部変更認可、昭和 62 年 1 月 7 日登記）

この寄附行為は、昭和 61 年 12 月 23 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 12 月 23 日第 4 条（設置する学校）中、国際関係学部国際関係学科追加に伴う一部変更認可、同年 12 月 26 日登記）

この寄附行為は、昭和 62 年 12 月 23 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 12 月 26 日総長・副総長制等の確立及び役員・評議員定数変更認可に伴う改正）

この寄附行為は、昭和 63 年 12 月 26 日から施行する。

附 則（平成 2 年 2 月 16 日常務理事設置に伴う理事・評議員定数の変更等認可に伴う改正）

この寄附行為は、平成 2 年 2 月 16 日から施行する。

附 則（平成 3 年 12 月 20 日第 4 条（設置する学校）中、理工学部第 1 部電気工学科の学科名称変更に伴う一部変更認可、平成 4 年 4 月 13 日登記）

平成 3 年 12 月 30 日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

（立命館大学理工学部第 1 部電気工学科の存続に関する経過措置）

立命館大学理工学部第 1 部電気工学科は、改正後の寄附行為第 4 条の規定にかかわらず平成 4 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成 4 年 3 月 19 日第 4 条（設置する学校）中、大学院国際関係研究科追加に伴う一部変更認可、同年 4 月 13 日登記）

この寄附行為は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 12 月 21 日第 4 条（設置する学校）中、理工学部第 1 部情報学科、生物工学科、環境システム工学科追加、並びに政策学部政策科学科追加に伴う一部変更認可、平成 5 年 12 月 27 日登記）

この寄附行為は、平成 5 年 12 月 21 日から施行する。

附 則（平成 6 年 8 月 22 日法人合併認可に伴う、第 4 条（設置する学校）中、立命館宇治高等学校全日制課程普通科及び宇治高等専修学校高等課程、専門課程の追加、

並びに理事・評議員定数の変更、平成6年10月31日登記)
この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成6年8月22日)から施行する。
附 則(平成7年12月22日第4条(設置する学校)中、理工学部第1部光工学科及びロボティクス学科設置に伴う一部変更認可、平成7年12月27日登記)
この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成7年12月22日)から施行する。
附 則(平成7年12月22日第4条(設置する学校)中、昼夜開講制実施に関わる法学部第1部、経済学部第1部、経営学部第1部及び文学部第1部の学部名称変更に伴う一部変更認可、平成7年12月27日登記)
平成7年12月22日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成8年4月1日から施行する。
(立命館大学法学部第1部、経済学部第1部、経営学部第1部および文学部第1部の存続に関する経過措置)
立命館大学法学部第1部、経済学部第1部、経営学部第1部および文学部第1部は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず、平成8年3月31日に当該学部にて在学するものが、当該学部にて在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
附 則(平成7年12月25日法人合併認可に伴う、第4条(設置する学校)中、立命館大学慶祥高等学校全日課程商業に関する学科(流通経済科)の追加及び理事・評議員定数の変更、平成8年3月5日登記)
この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成7年12月25日)から施行する。
附 則(平成8年12月19日第4条(設置する学校)中、大学院政策科学研究科追加に伴う一部変更認可、平成8年12月26日登記)
この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成8年12月19日)から施行する。
附 則(平成9年2月10日第4条(設置する学校)中、立命館大学理工学部第2部基礎工学科の廃止に伴う一部変更認可、平成9年4月3日登記)
平成9年2月10日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成9年4月1日から施行する。
(立命館大学理工学部第1部数学物理学科、化学科、電気電子工学科、機械工学科、土木工学科、情報工学科、情報学科、生物工学科、環境システム工学科、光工学科、ロボティクス学科の存続に関する経過措置)
立命館大学理工学部第1部数学物理学科、化学科、電気電子工学科、機械工学科、土木工学科、情報工学科、情報学科、生物工学科、環境システム工学科、光工学科、ロボティクス学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず、平成9年3月31日に当該学部にて在学するものが、当該学部にて在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
附 則(平成9年2月28日 副総長の1人増員およびこれに関わる理事・評議員定数の変更等認可に伴う改正)
この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成9年2月28日)から施行する。
附 則(平成9年3月7日第4条(設置する学校)中、立命館大学慶祥高等学校への全日課程普通科設置に伴う一部変更認可、平成9年4月3日登記)
この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成9年3月7日)から施行する。
附 則(平成9年4月25日理事・評議員定数の変更等認可に伴う改正)
この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成9年4月25日)から施行する。
附 則(平成10年3月31日副総長の1人増員およびこれに関わる理事・評議員定数の変更認可に伴う改正)
この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成10年3月31日)から施行する。
附 則(平成10年7月24日宇治高等専修学校廃止認可に伴う改正)
この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成10年7月24日)から施行する。
附 則(平成11年10月7日第4条(設置する学校)中、立命館大学理工学部化学科及び生物工学科の学科名称変更に伴う一部変更認可、平成11年11月10日登記)
平成11年10月7日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。
(立命館大学理工学部化学科および生物工学科の存続に関する経過措置)

立命館大学理工学部化学科および生物工学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成11年10月22日第4条（設置する学校）中、立命館大学理工学部数理科学科および物理科学科追加に伴う一部変更認可、平成11年11月10日登記）
この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成11年10月22日）から施行する。

附 則（平成11年12月22日第4条（設置する学校）中、立命館アジア太平洋大学の追加及びこれに関わる理事・評議員定数の変更等認可に伴う改正）
この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成11年12月22日）から施行する。

附 則（平成11年12月22日第4条（設置する学校）中、立命館大学慶祥高等学校の名称変更及び立命館慶祥中学校追加に伴う一部変更認可）
この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成11年12月22日）から施行する。

附 則（平成12年10月26日第4条（設置する学校）中、立命館大学理工学部情報工学科の廃止に伴う一部変更認可）
この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成12年10月26日）から施行する。

附 則（平成12年12月21日第4条（設置する学校）中、立命館大学理工学部電子光情報工学科の学科名称変更に伴う一部変更認可）
平成12年12月21日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。
（立命館大学理工学部光工学科の存続に関する経過措置）

立命館大学理工学部光工学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成12年12月21日第4条（設置する学校）中、立命館大学産業社会学部人間福祉学科および文学部心理学科追加に伴う一部変更認可）
この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成12年12月21日）から施行する。

附 則（平成12年12月21日第4条（設置する学校）中、大学院応用人間科学研究科追加に伴う一部変更認可）
この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成12年12月21日）から施行する。

附 則（平成13年8月1日第4条（設置する学校）中、立命館慶祥高等学校全日制課程商業に関する学科（流通経済科）廃止に伴う一部変更認可）
この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年8月1日）から施行する。

附 則（平成14年10月3日第4条（設置する学校）中、立命館宇治中学校の追加に伴う一部変更認可）
この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成14年10月3日）から施行する。

附 則（平成14年12月19日第4条（設置する学校）中、立命館大学大学院先端総合学術研究科および言語教育情報研究科追加並びに立命館アジア太平洋大学大学院追加、並びに中央省庁等改革に伴う一部変更認可）
この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成14年12月19日）から施行する。

附 則（平成15年7月25日第4条（設置する学校）中、情報理工学部情報システム学科、情報コミュニケーション学科、メディア情報学科、知能情報学科、生命情報学科、ならびに文学部人文学科の追加に伴う一部変更）
この寄附行為は、平成15年7月25日から施行する。

附 則（平成15年11月27日第4条（設置する学校）中、大学院法務研究科（法科大学院）追加、情報理工学部設置に伴う理事・評議員定数の変更、立命館慶祥中学校・高等学校同窓会への名称変更、第34条第2項の追加に伴う一部変更認可）
この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成15年11月27日）から施行する。

附 則（平成15年11月28日第4条（設置する学校）中、理工学部電子情報デザイン学科、マイクロ機械システム工学科、建築都市デザイン学科の追加、理工学部土

木工学科を都市システム工学科に名称変更、ならびに法学部第2部法学科、経済学部第2部経済学科、経営学部第2部経営学科、文学部第2部人文学科の廃止に伴う一部変更)

この寄附行為は、平成15年11月28日から施行する。

(立命館大学理工学部土木工学科の存続に関する経過措置)

立命館大学理工学部土木工学科は、変更後の寄附行為第4条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成16年6月16日 第4条中、テクノロジー・マネジメント研究科の追加に伴う一部変更)

この寄附行為は、平成16年6月16日から施行する。

附 則(平成17年4月22日 第4条中、経済学部国際経済学科および経営学部国際経営学科の追加に伴う一部変更)

この寄附行為は、平成17年4月22日から施行する。

附 則(平成17年6月10日 私立学校法改正等に伴う一部変更認可)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成17年6月10日)から施行する。

附 則(平成17年10月28日 第4条(設置する学校)中、立命館守山高等学校追加に伴う一部変更)

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成17年10月28日)から施行する。

附 則(平成17年12月5日 第4条(設置する学校)中、立命館大学大学院経営管理研究科の追加に伴う一部変更)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成17年12月5日)から施行する。

附 則(平成18年3月24日 第4条(設置する学校)中、立命館小学校追加に伴う一部変更)

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成18年3月24日)から施行する。

附 則(平成18年4月24日 第4条(設置する学校)中、立命館大学大学院公務研究科の追加に伴う一部変更)

この寄附行為は、平成18年4月24日から施行する。

附 則(平成18年5月26日 第4条(設置する学校)中、立命館大学映像学部映像学科の追加に伴う一部変更)

この寄附行為は、平成18年5月26日から施行する。

附 則(平成18年6月28日立命館大学映像学部設置に伴う理事・評議員定数の変更、立命館宇治中学校・高等学校同窓会鳳凰会への名称変更に伴う一部変更)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成18年6月28日)から施行する。

附 則(平成18年7月28日第4条(設置する学校)中、立命館大学産業社会学部現代社会学科の設置に伴う一部変更)

この寄附行為は、平成18年7月28日から施行する。

附 則(平成18年8月21日副総長の定数および理事たる役職者の変更に伴う一部変更認可)

平成18年8月21日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成18年9月22日事務所所在地の変更に伴う一部変更)

この寄附行為は、平成18年9月22日から施行する。

附 則(平成18年10月27日第4条(設置する学校)中、立命館守山中学校追加に伴う一部変更)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成18年10月27日)から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日相談役の設置に伴う一部変更）
平成 19 年 3 月 30 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 3 日 第 4 条（設置する学校）中、立命館大学薬学部薬学科の追加、総合理工学院設置に伴う役職理事構成およびこれに関わる理事・評議員定数の変更に伴う一部変更）
平成 19 年 12 月 3 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 1 月 25 日 第 4 条（設置する学校）中、立命館大学工学部数学物理学科の廃止に伴う一部変更）
この寄附行為は、平成 20 年 1 月 25 日から施行する。

附 則（平成 20 年 1 月 25 日 第 4 条（設置する学校）中、立命館大学生命科学部応用化学科、生物工学科、生命情報学科、生命医科学科の追加に伴う一部変更）
この寄附行為は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 1 月 23 日 第 4 条（設置する学校）中、立命館アジア太平洋大学アジア太平洋マネジメント学部アジア太平洋マネジメント学科の国際経営学部国際経営学科への名称変更に伴う一部変更）
この寄附行為は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（立命館アジア太平洋大学アジア太平洋マネジメント学部アジア太平洋マネジメント学科の存続に関する経過措置）
立命館アジア太平洋大学アジア太平洋マネジメント学部アジア太平洋マネジメント学科は、変更後の寄附行為第 4 条の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に当該学部学科に在学する者が、当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成 21 年 8 月 25 日 日本法人が設置する学校の同窓会の追加および同窓会名称の変更等に伴う一部変更）
平成 21 年 8 月 25 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 30 日 第 4 条（設置する学校）中、立命館大学スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科およびこれに関わる理事・評議員定数の変更等に伴う一部変更）
平成 21 年 10 月 30 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 30 日 第 4 条（設置する学校）中、立命館大学大学院スポーツ健康科学研究科の追加に伴う一部変更）
平成 21 年 10 月 30 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 1 月 27 日 収益事業の追加に伴う一部変更）
平成 22 年 1 月 27 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 7 月 20 日 第 4 条（設置する学校）中、立命館守山高等学校全日制課程情報ビジネス科、生活総合科および英語科廃止に伴う一部変更）
この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 22 年 7 月 20 日）から施行する。

附 則（平成 22 年 10 月 29 日 第 4 条（設置する学校）中、立命館大学大学院映像研究科の追加に伴う一部変更）
平成 22 年 10 月 29 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 26 日 第 4 条（設置する学校）中、立命館大学大学院情報理工学研究科および大学院生命科学研究科の追加、立命館大学工学部電子情報デザ

イン学科の電子情報工学科への名称変更に伴う一部変更)

この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

(立命館大学理工学部電子情報デザイン学科の存続に関する経過措置)

立命館大学理工学部電子情報デザイン学科は、変更後の寄附行為第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成23年11月25日第4条(設置する学校)中、立命館大学理工学部情報学科の廃止に伴う一部変更)

この寄附行為は、平成23年11月25日から施行する。

附 則(平成24年2月7日立命館大学総合理工学院解消による理事および評議員定数の変更ならびに本法人が設置する学校の同窓会名称の変更に伴う一部変更)

平成24年2月7日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年8月28日収益事業の廃止に伴う一部変更)

この寄附行為は、文科科学大臣認可の日(平成24年8月28日)から施行する。

附 則(平成24年11月30日第4条(設置する学校)中、立命館大学文学部哲学科、文学科、史学科および地理学科の廃止に伴う一部変更)

この寄附行為は、平成24年11月30日から施行する。

附 則(平成25年1月25日事務所所在地の町名地番変更に伴う一部変更)

この寄附行為は、平成25年2月23日から施行する。

附 則(平成25年10月31日第4条(設置する学校)中、立命館大学大学院薬学研究科の追加に伴う一部変更)

平成25年10月31日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月22日第4条(設置する学校)中、立命館大学文学部心理学科の廃止に伴う一部変更)

この寄附行為は、平成25年11月22日から施行する。

附 則(平成26年3月28日第4条(設置する学校)中、立命館大学薬学部創薬科学科の追加に伴う一部変更)

この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月30日副総長たる理事の定数変更、理事および評議員の定数変更、専務理事の分掌変更等に伴う一部変更)

平成26年10月30日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成26年11月28日第4条(設置する学校)中、立命館大学産業社会学部産業社会学科、人間福祉学科および情報理工学部生命情報学科の廃止に伴う一部変更)

この寄附行為は、平成26年11月28日から施行する。

附 則(平成27年7月24日第4条(設置する学校)中、立命館大学総合心理学部総合心理学科の追加に伴う一部変更)

この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成27年10月21日理事および評議員の定数変更に伴う一部変更)

平成27年10月21日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成27年11月27日第4条(設置する学校)中、立命館大学理工学部応用化学科および化学生物工学科の廃止に伴う一部変更)

この寄附行為は、平成27年11月27日から施行する。

附 則（平成 28 年 8 月 31 日第 4 条（設置する学校）中、立命館大学大学院教職研究科（教職大学院）の追加に伴う一部変更）
平成 28 年 8 月 31 日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 11 月 25 日第 4 条（設置する学校）中、立命館大学情報理工学部情報理工学科の追加に伴う一部変更）
この寄附行為は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 30 日第 4 条（設置する学校）中、立命館大学国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科の追加に伴う一部変更）
平成 29 年 6 月 30 日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 24 日第 4 条（設置する学校）中、立命館大学大学院人間科学研究科、理工学部環境都市工学科および食マネジメント学部食マネジメント学科の追加に伴う一部変更）
この寄附行為は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 16 日理事および評議員の定数変更に伴う一部変更）
平成 30 年 3 月 16 日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 7 月 27 日第 4 条（設置する学校）中、立命館大学グローバル教養学部グローバル教養学科の追加に伴う一部変更）
この寄附行為は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 1 月 23 日理事および評議員の定数変更に伴う一部変更）
平成 31 年 1 月 23 日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 26 日第 4 条（設置する学校）中、立命館大学理工学部電子光情報工学科およびマイクロ機械システム工学科の廃止に伴う一部変更）
この寄附行為は、令和元年 7 月 26 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 25 日私立学校法改正等に伴う一部変更）
令和 2 年 3 月 25 日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 22 日第 4 条（設置する学校）中、立命館大学大学院応用人間科学研究科の廃止に伴う一部変更）
この寄附行為は、令和 2 年 5 月 22 日から施行する。

附 則（令和 2 年 11 月 27 日第 4 条（設置する学校）中、立命館大学大学院食マネジメント研究科の追加に伴う一部変更）
この寄附行為は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 月 28 日第 4 条（設置する学校）中、立命館大学大学院公務研究科の廃止に伴う一部変更）
この寄附行為は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。